平成２８年（フ）第７２７号
大阪府松原市天美南５丁目４番11号、前住所堺市東区日置荘北町３丁27番18号
債務者　中井　栄治
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７６３号
堺市中区深井北町3132番地１　コートドミール306号
債務者　たくみ整骨院こと　工藤　秀治
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７９７号
大阪府柏原市上市１丁目５番６号、前住所大阪府柏原市上市３丁目13番13号
債務者　ＴＡＴＥ建築工房こと　建　　辰也
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８１８号
堺市東区日置荘北町２丁２番39号
債務者　梶川　廣行
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２８３号
盛岡市津志田中央２丁目１番95号　ハイツポルックス107号
債務者　平子智亜紀
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２９２号
岩手県花巻市西宮野目第14地割８番地14　市営天下田アパートＢ401号
債務者　斉藤八重子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第５５号
山形県鶴岡市道形町45番18号
債務者　佐藤　佳代
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第６６号
新潟県胎内市つつじが丘下315番地206　サザンコーポラス　Ｉ－108号、前住所新潟県胎内市あかね町12番５号　ヴィラージュ－103号
債務者　坂上　文江
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第２１９号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字観音堂24番地１　クレセント今伊勢303号
債務者　秋田　　徹
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２３１号
愛知県江南市古知野町古渡48番地　ロイヤルマンション本町105号
債務者　塩月　　亘
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２５５号
愛知県江南市松竹町米野18番地　県営松竹住宅11棟114号
債務者　伊藤　智子
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２６４号
奈良県生駒市俵口町235番地２
債務者　柳本　智子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２９９号
奈良市鳥見町１丁目１番地の10　大和ビルマンションＡ－204号
債務者　松田　順子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３２２号
奈良県桜井市大字初瀬239番地の１
債務者　松下千惠子
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで　奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１８９号
奈良県橿原市五条野町340番地の４　ｉｏ岡寺201、前住所奈良県橿原市五条野町342番地の１　ヴィラ岡寺301
債務者　辨天板金こと　田中　宏昌（旧姓辨天）
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月２日まで　奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
宮城県大崎市古川稲葉字土手内65番地５
債務者　今野　枝美
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係